

## 重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。  
(栃木県0972300404)

サービスの利用者	利用するサービス
	通所介護

当事業所は、ご契約の利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

### 1 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 都賀の里
- (2) 所在地 栃木県栃木市都賀町臼久保298番地1
- (3) 電話番号 0282-92-0299
- (4) 代表者 理事長 船越 修二
- (5) 設立 平成5年12月16日

### 2 事業所の概要

- (1) 種類 指定通所介護事業所・平成12年1月31日 指定
- (2) 目的 介護保険法令及び運営方針の趣旨に従いサービス提供を行う。
- (3) 名称 デイサービスセンター ふじいと
- (4) 所在地 栃木県栃木市都賀町臼久保301番地1
- (5) 電話番号 0282-92-0299
- (6) 管理者 大塚 隆
- (7) 運営方針 事業所の職員は、利用者に対する、入浴、排泄、食事及び家事の介護その他の生活全般にわたる援助を次の方針に従って行う。
  - ① 利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する。
  - ② 日常生活上の支援を行うことにより、利用者の社会参加を促し、家族の心身の負担の軽減を図る。
  - ③ 利用者の介護状態の軽減及び憎悪防止が図られるよう計画的に行う。
  - ④ 自らが提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図る。
- (8) 開設年月日 平成11年4月1日
- (9) 通常の実施地域 栃木市（旧都賀町地区）
- (10) 営業日時 日曜日・12月29日～1月3日を除く毎日
- (11) 利用定員 指定通所介護事業 35人  
(介護予防・日常生活総合支援事業対象者含む)

### 3 職員の配置状況

職種	通所介護(通常)	
	常勤換算	指定基準
管理者	(1.0)	(1.0)
介護職員	8.0	7.0
生活指導員	1.0	1.0
看護職員	1.0	1.0
機能訓練指導員	(1.0)	(1.0)

当事業所では、指定基準を遵守しております。なお、( )は兼務が認められています。

4 提供する介護サービス

(1) 通所介護サービス

当事業所の介護サービスは、ご利用者の身体の状況等を考慮し、次のサービスを提供することとします。

- ① 送迎
- ② 健康チェック
- ③ 入浴（清拭を含む）
- ④ 食事
- ⑤ 排泄（おむつ交換、トイレ誘導）
- ⑥ 機能訓練（レクリエーションを含む）

5 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 大塚 隆 Tel 0282-92-0299

○受付時間 月曜日から土曜日 8時から17時

(2) その他苦情申立の窓口

○栃木市介護保険課・・・Tel 0282-21-2251

○栃木県国民健康保険団体連合会・・・Tel 028-622-7242

6 通所介護サービスの利用料金概算（1単位は10.14円となります）

保 険 対 象 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	基本額	658単位	777単位	900単位	1023単位	1148単位
	自己負担額	667円	787円	912円	1037円	1164円
	入浴料	40単位				
	自己負担額	40円				
	サービス提供体制強化加算	6単位				
	自己負担額	6円				
対 象 外	給食費	750円				

※ 上記の基本料金に送迎料金も含まれておりますが、ご家族送迎の際には、片道47単位を基本額より減額し計算いたします。

※ 保険対象分につきましては、上記の自己負担額をご負担いただきます。  
介護保険負担割合証をご確認頂き負担割合2割の方は、上記の自己負担額が2倍になります。負担割合3割の方は、3倍になります。

※ 保険対象外料金につきましては、上記の金額をご負担いただきます。

※ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）として、所定単位の9.0%を加算となります。

※ 1ヶ月の総単位数に10.14円を乗じて、端数を切り捨てた額の9割を除いた額（1割相当）がサービス利用料請求額となりますので、ご了解下さい。

8 介護保険対象外サービス

- (1) 介護保険における要介護認定がされていない場合及び利用者に係る介護サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合は、サービス利用の全額を事業所にいったん支払うものとします。ただし、要介護認定、介護サービス計画の手続きが完了した後に自己負担額を除く全額が償還払されます。

(2) 介護保険外サービス提供によるものは全て自己負担となります。

(例) 月1～2回程度提供している手芸・フラワーアレンジメント等

#### 9 利用の中止・変更・追加

- (1) 利用者は、サービス利用開始前において、サービスの中止、変更又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合の利用開始日又は利用日の前日までに申し出下さい。ただし、利用の変更・追加について、利用定員の超過時などの希望に添えない場合は協議することとします。

#### 10 サービス内容の変更

- (1) サービスの実施にあたり、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービスの内容を変更することがあります。

#### 11 感染症対策

- (1) 事業者は、感染症の発生防止及びまん延防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会を設置し、6カ月に1回以上定期的に開催し、従業者に対してはその結果の周知徹底を図るとともに、研修及び訓練を年1回以上実施します。

#### 12 虐待の防止

- (1) 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備し、その対策を検討する委員会の設置と定期的な開催、従業者に対してはその結果の周知徹底を図り、対策が適切に実施するための担当者を置きます。

#### 13 非常災害対策

- (1) 事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

#### 14 緊急時の対応

- (1) サービス提供時に利用者の病状が急変した場合は、その他必要な場合は、速やかにご家族及び主治医又は協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

#### 15 事故発生時の対応

- (1) サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### 16 第三者評価の実施状況

直近の実施年度 なし

#### 17 その他

- (1) 通所介護サービスにおいて帰宅する時間帯（多少前後します。）を前もってお知らせいたしますので、利用者が帰宅できない（留守で施錠してある等）事のないようご配慮下さい。

令和 年 月 日

通所介護サービス利用の契約に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い重要事項説明書を交付いたしました。

デイサービスセンター ふじいと

説明者氏名\_\_\_\_\_

通所介護サービス利用の契約に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領し、利用開始に同意します。

利用者氏名\_\_\_\_\_

署名代理人\_\_\_\_\_

利用者との関係( )

## 個人情報に関する同意書

私及び下記の者と、社会福祉法人都賀の里デイサービスセンターふじいととの間の介護保険法に基づく指定居宅サービス利用契約書第7条の秘密保持に関し、社会福祉法人都賀の里デイサービスセンターふじいとがサービス担当者会議等において、私及び下記の者の個人情報を、ご利用者本人並びにご家族契約の有効期間中用いることに同意します。

### 1 使用する用途

- ① 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整などにおいて必要な場合
- ② 医療上緊急の必要がある場合に医療機関等に心身等の情報提供事項
- ③ 緊急時下での行政機関などへの情報開示が必要になった場合の事項

### 2 使用する事業者の範囲

かかりつけ等の医療機関、行政機関、介護保険指定事業者

### 3 使用する期限

契約書に基づく契約開始日より契約終了日まで

### 4 条件

- ① 個人情報の提供については必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外の人に漏れることのないようにする。
- ② 個人情報を提供した会議、相手方、内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

社会福祉法人都賀の里  
デイサービスセンターふじいと  
理事長 船越 修二



利用者：氏名 \_\_\_\_\_

ご家族：氏名 \_\_\_\_\_